

work,together,anyone

2022年7月発行

# きらりとてくまく

第24号



**特集** 『法定雇用率』について



## 障害者雇用の仕組み

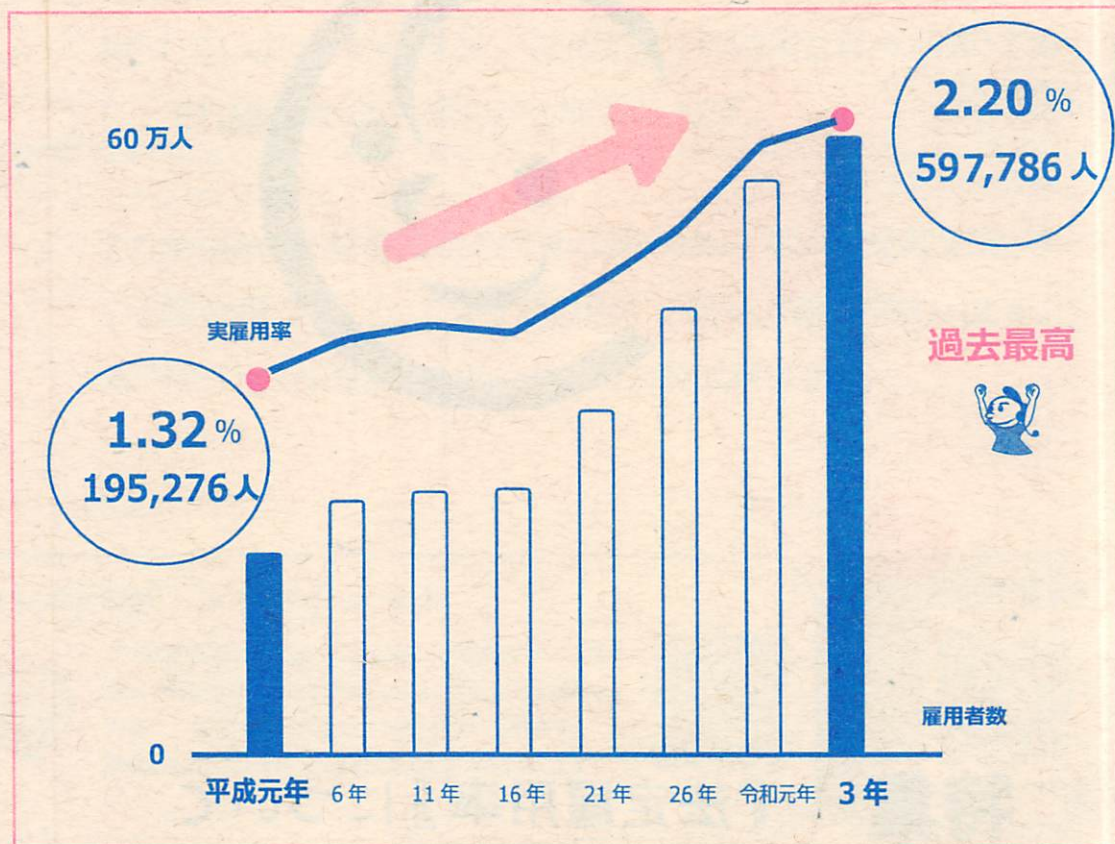
今回は、日本における障害者雇用の仕組みについてみていきます。

障害者雇用の進め方は国によって違いますが、日本では「法定雇用率」という仕組みを軸に進められています。元々は戦争で傷ついた軍人の就職を進めるために始まった制度ですが、1960年からは障害者へも適用となりました。

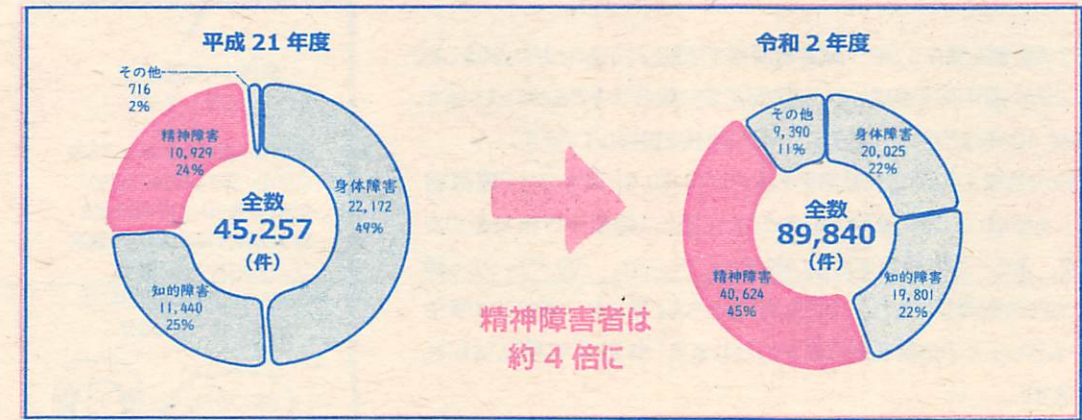
**法定雇用率**とは、一定規模の企業や国・市町村などを対象に、会社全体のうち「障害者」をどのくらいの割合で雇う必要があるかを定めた基準で、現在は**2.3%**です（国や市町村は2.6%、都道府県等の教育委員会は2.5%）。これは民間企業の場合、100人従業員がいれば大体2人以上は障害を持つ人を雇う必要がある、ということになります。（正確には43.5人に1人の計算になります）。法定雇用率は定期的に見直されていますが、平成30年からは精神障害者も雇用義務の対象となったこともあり、見直しのたびにその数字は増えています。

その影響もあって、障害者雇用は年々増えており、令和3年の厚生労働省のまとめによれば民間企業で働く障害者の数、割合はともに過去最高を更新しました（図1）。

ハローワークを通じて就職された障害者の数は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け前年度より減少となりました。しかし、平成21年度と比べると2倍近くの増加となっており、精神障害に限定して見れば、約4倍の増加となっています（図2）。



（図1）障害者雇用状況と実雇用率の推移（厚生労働省資料「令和3年障害者雇用状況の集計結果」よりデータ編集）



（図2）ハローワークを通じた障害者の就職数（厚生労働省発表資料「平成21年度における障害者の職業紹介状況等」「令和2年度における障害者の職業紹介状況等」よりグラフ作成）

## 障害者手帳が必要

法定雇用率に算入するために障害者であることを証明する必要があります。

法定雇用率を定めている障害者雇用促進法には、

「身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る）をいう」とあります。

つまり、精神障害者の場合、障害者手帳がないと法定雇用率の算定対象にならないということになります。（コラムも参照）

## 最近の障害者雇用の傾向

最近の障害者雇用の傾向としてはどの障害でも年々、短時間（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）で働く人の割合が増加しています。精神障害はその中でも多く、全体の3割ほどとなっています。厚生労働省によると『精神障害者について、「まずは職場環境に慣らしながら雇用するのが望ましい」という特徴を踏まえた配慮がされてきた結果もある』という分析をしています。ちなみに、産業別では精神障害者は医療福祉分野への就職が40%を超え最も多くなっています。

次いで、製造業、サービス業と続きます。

職業別では精神障害者は「運搬・清掃・包装等職業」と「事務的職業」が多くなっています。

### コラム 障害者雇用と障害者手帳

障害者手帳を持っていることが障害者雇用の証明になるため、企業もそのことを条件に雇用します。企業が障害者として雇用を継続する以上、障害者手帳は必要になるため、手帳の更新の度に企業への提出も必要となります。

働く中で、障害者手帳の返還、あるいは更新をしない、ということを考えられる方もおられると思いますが、その際には事前に雇用されている企業との相違がないかどうか、よく相談されるほうがよいでしょう。

手帳には  
そういう意味も  
あるのか…






このようにコロナの影響を受けつつも、障害者雇用が増加していることがわかりました。しかし、一方で法定雇用率を達成している民間企業の割合は47%となっています。この割合は実は40年ほど変わっておらず、50%前後を推移しています。

この課題解決のため厚生労働省は雇用率を達成していない企業からは「障害者雇用納付金」を徴収し、逆に雇用率を達成した企業には調整金や報奨金の支給をしています。また、特に雇用率の低い事業主については、ハローワークから障害者雇用についての指導が行われ、その指導にもきちんと従わない場合には厚生労働省のホームページ上で企業名の公表が行われます(令和3年度には6社公表されています)。

優良中小事業主に「もにす」マーク

障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度(もにす制度)があります。認定された企業の求人票には「もにす」がついています。

探してみてください




## 今回は障害者雇用の仕組みについてみてきました。

障害者雇用は法律によって義務化されているので、強制的に進められているとも言えますが、結果的にその効果は年々広がっており、それ故に働く障害者の数も増えています。

これから先も障害者雇用の推進は続くため、働くことを考えられている障害者の方にとっては「追い風」の時代が続くと思われます。本号が少しでも就職のための参考になれば幸いです。

### おしごと相談 コモドチャット



アンタデ就労ステーションでは、LINEでの相談を行っています。病気や障害をお持ちの方や自宅からなかなか出づらい方などを対象に、働くことについての相談を無料で行っております。興味のある方はLINEより「友だち追加」をお願いします。



### バックナンバーはこちらから



きらりとてくてく 🔍 検索

## 次号予告

次号は「合理的配慮」をテーマにする予定です。